

著作権法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 趣旨

本省令案は、著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）による改正後の著作権法（昭和45年法律第48号。以下「新法」という。）において新たに省令委任された事項及び著作権法施行令（以下「令」という。）第60条において省令委任された事項を中心として各種規定の整備を行うものであり、具体的には、新法の規定に基づき、

- (1) 著作権者不明等の場合の裁定制度に係る申請書類や裁定手続等、
- (2) 未管理著作物裁定制度に係る申請書類や裁定手続等、
- (3) 指定補償金管理機関が著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき金額の算出に用いる割合、

について定めるとともに、令第60条の規定に基づき

- (4) 図書館等公衆送信補償金制度に係る指定管理団体が著作権等保護振興事業のために支出すべき金額の算出に用いる割合
- について定めるものである。

2. 概要

- (1) 著作権者不明等の場合の裁定制度に係る申請書類や裁定手続等について

1) 申請書類に関する規定

○申請書に記載すべき事項は、裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報、当該著作物の利用方法、補償金の額の算定の基礎となるべき事項のほか、以下のとおりとする。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名
- ② 申請者の連絡先
- ③ 申請者が新法第67条第2項に規定する国等に該当するときは、その旨
- ④ 新法第67条の2第1項の規定により著作物を利用するときは、その旨

○また、申請書への添付資料は、裁定に係る著作物が公表著作物等であることの疎明資料及び新法第67条第1項各号に該当することの疎明資料のほか、申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（当該著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）とする。

2) 裁定において定める事項に関する規定

○裁定において定める事項は、当該裁定に係る著作物の利用方法のほか、新法第67条第1項の補償金の額とする。

3) 裁定後の公表事項に関する規定

○裁定後に文化庁長官が公表しなければならない事項は、当該裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報及び当該裁定に係る著作物の利用方法のほか、以下のとおりとする。

- ① 新法第 67 条第 1 項の裁定のあった年月日
- ② 申請者が法人である場合にあつては法人の名称及び住所
- ③ 新法第 67 条第 1 項の補償金の額

(2) 未管理著作物裁定制度に係る申請書類や裁定手続等について

1) 申請書類に関する規定

○申請書に記載すべき事項は、裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報、当該著作物の利用方法及び利用期間、補償金の額の算定の基礎となるべき事項のほか、以下のとおりとする。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名
- ② 申請者の連絡先
- ③ 申請者が新法第 67 条の 3 第 11 項に規定する国等に該当するときは、その旨

○また、申請書への添付資料は、当該著作物が未管理公表著作物等であることの疎明資料及び新法第 67 条の 3 第 1 項各号に該当することの疎明資料のほか、申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（当該著作物の体様を明らかにするため必要があるときに限る。）とする。

2) 裁定において定める事項に関する規定

○裁定において定める事項は、当該裁定に係る著作物の利用方法及び利用期間のほか、新法第 67 条の 3 第 1 項の補償金の額とする。

3) 裁定後の公表事項に関する規定

○裁定後に文化庁長官が公表しなければならない事項は、当該裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報及び当該裁定に係る著作物の利用方法のほか、以下のとおりとする。

- ① 新法第 67 条の 3 第 1 項の裁定のあった年月日
- ② 申請者が法人である場合にあつては法人の名称及び住所
- ③ 新法第 67 条の 3 第 1 項の補償金の額

4) 裁定取消時に裁定を受けた者及び著作権者に通知する事項に関する規定

○文化庁長官が裁定を取り消した後に裁定を受けた者及び著作権者に通知しなければならない事項は、次のとおりとする。

- ① 新法第 67 条の 3 第 9 項に規定する取消時補償金相当額
- ② 新法第 67 条の 3 第 7 項の著作権者に対する通知にあつては、著作権者が同条第 9 項の規定により弁済を受け、又は同条第 11 項の規定により支払を求めることができる機関の名称

(3) 指定補償金管理機関が著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき金額の算出に用いる割合について

○新法第 104 条の 22 第 1 項の委任を受けた令第 70 条の 2 においては、指定補償金管理機関が著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき額の算出方法を以下のとおり定めている。

当該事業年度に係る補償金等残余额（当該事業年度の前年度に指定補償金管理機関が収受した補償金等の総額から著作権者及び著作隣接権者に支払った額等を控除した額をいう。以下同じ。）から次に掲げる額を控除し、その控除後の額に補償金管理業務の事務費として 3 割を上限として文部科学省令で定める割合を乗じた額を当該控除後の額から控除して算出する。

- 一 補償金等残余额のうち著作権者不明等の場合の裁定制度に係る部分に 1/100 から 10/100 までの範囲内で文部科学省令で定める割合を乗じた額
- 二 補償金等残余额のうち未管理著作物裁定制度に係る部分に 10/100 から 30/100 までの範囲内で文部科学省令で定める割合を乗じた額

○この規定を受けて省令で定める割合は、それぞれ以下のとおりとする。

- ① 補償金管理業務の事務費として、補償金残余额から②③により算出した金額を控除した額に乘じる割合：3 割
- ② 補償金残余额のうち、著作権者不明等の場合の裁定制度に係る部分で控除する割合：100 分の 10
- ③ 補償金残余额のうち、未管理著作物裁定制度に係る部分で控除する割合：100 分の 30

(4) 図書館等公衆送信補償金制度に係る指定管理団体が著作権等保護振興事業のために支出すべき金額の算出に用いる割合について

○法第 104 条の 10 の 6 の委任を受けた令第 60 条においては、指定管理団体が著作権等保護振興事業のために支出すべき額の算出方法を以下のとおり定めている。

一の事業年度において著作権等保護振興事業のために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額は、当該事業年度に係る補償金残余额（当該事業年度の前々年の事業年度において指定管理団体（法第百四条の十の二第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。）に支払われた図書館等公衆送信補償金の総額から、当該図書館等公衆送信補償金のうち当該一の事業年度の前年の事業年度の末までに指定管理団体が権利者（同項に規定する権利者をい

う。以下この章において同じ。)に支払った額を控除した額をいう。)に図書館等公衆送信による著作物等の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。

○この規定を受けて省令で定める割合は、5割とする。

3. 施行期日 (予定)

(1) ～ (3) : 令和8年4月1日

(4) : 公布の日